

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和元年9月13日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 長岡駅東トーアショッピングセンター
所在地 長岡市今朝白2丁目5番15号
設置者 株式会社東亜
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称
(変更前) 東亜燐寸株式会社
(変更後) 株式会社東亜
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の住所
(変更前) 長岡市今朝白2丁目5番1号
(変更後) 長岡市今朝白2丁目8番3号
 - (3) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 東亜燐寸株式会社 代表取締役 小島 義雄
(変更後) 株式会社東亜 代表取締役 小島 孝之
 - (4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社ファーストリテイリング 他3者
(変更後) アキラ産業株式会社 他2者
- 3 変更年月日
 - (1)、(2)及び(3) 平成25年5月8日
 - (4) 平成29年5月19日 他
- 4 変更の理由
 - (1) 設置者の名称の変更、住所の変更及び代表者の変更のため
 - (2) 小売業者の出店及び退店のため
- 5 届出年月日
令和元年8月23日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部商業・地場産業振興課
(なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
令和元年9月13日から令和2年1月13日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp